

防災減災・災害復興に関する学術連携委員会設置要綱（平成29年10月4日日本学術会議第255回幹事会決定）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置) 第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、<u>防災減災学術連携委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(職務) 第2 委員会は、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術団体等」という。）との平常時、緊急事態時における連携の在り方に関する事項を審議すると共に、これらの学術団体や研究グループ、関連機関・組織との連携を図る。</p> <p>(略)</p> <p>(設置期限) 第4 委員会は、<u>平成32年9月30日</u>まで置かれるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(設置) 第1 日本学術会議会則第16条第1項に基づく課題別委員会として、<u>防災減災・災害復興に関する学術連携委員会</u>（以下「委員会」という。）を置く。</p> <p>(職務) 第2 委員会は、自然環境・ハザード観測、防災・減災、救急・救助・救援、復旧・復興の研究に関わる日本学術会議協力学術研究団体を含めた国内外の学術団体や研究グループ（以下「災害研究学術団体等」という。）との平常時、緊急事態時における連携の在り方に関する事項を審議する。</p> <p>(略)</p> <p>(設置期限) 第4 委員会は、<u>平成30年3月31日</u>まで置かれるものとする。</p> <p>(略)</p>

附 則

この決定は、決定の日から施行する。